

北海道新幹線利用者動向等調査業務

委託仕様書

1. 業務名

北海道新幹線利用者動向等調査業務

2. 委託期間

契約締結日から 2020 年（令和 2 年）2 月 29 日まで

3. 業務の目的

2016 年（平成 28 年）3 月 26 日の北海道新幹線新函館北斗駅開業から約 3 年が経過し、利用者の属性や訪問先等の観光動向がどのように変化したか把握することを目的とする。

また、2030 年度（令和 12 年度）に予定されている札幌延伸に向け、現状把握や課題整理を進め、今後の胆振・日高（nittan）地域の目指すべき方向を検討する上での基礎資料とすることを目的として実施するものである。

4. 委託業務内容

(1) 北海道新幹線利用者動向調査の実施

北海道新幹線利用者を対象に、属性や旅行先等の動向を調査・分析の上、今後の傾向等について考察を加え、報告書にまとめること。

ア 調査時期

2019 年（令和元年）8 月中（実施日は、委託者と受託者が協議の上決定する。）

イ 目標サンプル数

委託者と受託者が協議の上決定する。

ウ 主な調査内容（詳細は、委託者と受託者が協議の上決定する。）

- ① 回答者属性
- ② 北海道新幹線利用目的（観光利用又はビジネス、帰省等）
- ③ 今旅行における主な行き先
- ④ 新函館北斗駅から実際に利用した（する）二次交通
- ⑤ 日胆地域への旅行経験
- ⑥ その他、利用者の動向を把握するうえで必要な項目

(2) 北海道新幹線札幌延伸に向けた課題整理

2030年度（令和12年度）に予定されている札幌延伸に向け、今後開業する新函館北斗駅以北の北海道新幹線沿線地域の取組状況を整理すること。

また、北海道より先行して新幹線整備が進められている国内他地域（九州新幹線や北陸新幹線、東北新幹線等）の沿線自治体や延伸により通過駅となった地域、沿線地域以外（マイナスの影響が及ぼされている地域も含む）の活動事例を調査すること。

それらの調査結果を分析・研究し、北海道新幹線延伸に向け今後想定される各地の動きや札幌延伸がnittanエリアにもたらす影響や課題、今後の方策を考察し、考察結果を報告書にまとめること。

・ 主な調査項目

- ① 北海道新幹線新函館北斗駅開業の整理
（概要、利用状況、他交通機関の利用状況、観光入込客数・宿泊者数の変化等）
- ② 道外の取組状況
（既開業地においては開業時の取組とその結果、未開業地においては開業に向けた取組）
- ③ 北海道新幹線延伸に係る道内各地の動き（開業対策の実施状況等）
- ④ 全国の傾向から想定される北海道新幹線延伸に係る今後の動き
- ⑤ 札幌延伸がnittanエリアにもたらす影響
- ⑥ その他、今後のnittanエリアの活動において有益と考えられる事項

5. 成果品

本業務の成果品として、「(1)北海道新幹線利用者動向調査」及び「(2)北海道新幹線札幌延伸に向けた課題整理」の調査結果報告書をそれぞれ別冊で作成し提出すること。

報告書については、今後の観光地域づくりに資する材料として、北海道新幹線×nittan地域戦略会議構成員等に広く共有することから、分析結果から得られた具体的な活用事例を記載するなど、各自治体が施策立案の参考となるような視点で、わかりやすい報告書作成を工夫すること。

なお、調査結果報告書は、全体版と概要版の2種類を作成するものとし、それぞれの規格及び記載内容等は以下の通りとする。

(1) 規格等

- ア 全体版・・・ A4サイズ・25ページ以内
- イ 概要版・・・ A4サイズ・1又は2ページ（両面印刷で1枚に収まるもの）

(2) 記載内容

- ア 調査概要及び実施方法
- イ 考察に用いた調査データ及び考察結果
- ウ その他、委託業務実施の説明に必要と考えられる資料

(3) 納品方法及び数量

調査結果報告書及び記録写真のデータを格納した電子記録媒体（1部）

(4) 納品先

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

北海道新幹線×nittan 地域戦略会議 代表事務局

苫小牧市総合政策部政策推進課 宛て

6. 契約について

契約方法及び契約時期等は、次の通りとする。

- (1) 契約方法 随意契約
- (2) 契約締結時期 令和元年7月上旬
- (3) 支払い方法 完了後一括払い

7. 留意事項

- (1) 受託者は、円滑な業務を遂行できるよう、責任者及び担当者を明らかにし、北海道新幹線×nittan 地域戦略会議事務局（以下「事務局」という。）と密に連絡を取りながら誠実に履行すること。
- (2) 受託者は、事務局から指導・助言等を求められた際には、速やかに対応すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密（情報）を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は業務を行うにあたり疑問が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。